

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	児童手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯綱町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

飯綱町教育委員会

公表日

令和5年10月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当又は特例給付の支給に関する事務の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格情報 ②年金保険情報 ③金融機関情報 ④給付管理等 ・申請、届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。
③システムの名称	総合行政システム(児童手当)、統合宛名システム、中間サーバー、マイナーポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者ファイル・児童ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠): 26,30,87の各項目 (情報照会の根拠): 74,75の各項目 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 19,44の各条 (情報照会の根拠): 40の条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会
②所属長の役職名	教育次長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	飯綱町 総務課 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1 026-253-2511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	飯綱町 企画課 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1 026-253-2511

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Iの5 ②所属長	教育次長 原 章 胤	教育次長 桜 井 俊 次	事後	人事異動に伴う単なる変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	リスク対策		様式変更による新規追加	事後	様式変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	Iの7 請求先	飯綱町 総務課 総務係 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1 026-253-2511	飯綱町 総務課 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1 026-253-2511	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	Iの8 連絡先	飯綱町 企画課 企画係 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1 026-253-2511	飯綱町 企画課 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1 026-253-2511	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和4年3月7日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠): 26.30.87の各項 (情報照会の根拠): 74.75の各項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 19.44の各条 (情報照会の根拠): 40の条	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠): 26.30.87の各項 (情報照会の根拠): 74.75の各項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 19.44の各条 (情報照会の根拠): 40の条	事後	法改正による
令和5年10月5日	Iの1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当又は特例給付の支給に関する事務の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格情報 ②年金保険情報 ③金融機関情報 ④給付管理等	児童手当法に基づき、児童手当又は特例給付の支給に関する事務の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格情報 ②年金保険情報 ③金融機関情報 ④給付管理等 ・申請、届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。	事後	マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能の利用による
令和5年10月5日	Iの1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合行政システム(児童手当)、統合宛名システム、中間サーバー、電子申請サービス	総合行政システム(児童手当)、統合宛名システム、中間サーバー、マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能の利用による